

【ABC 消費者情報 Vol. 140】

◎改元に関連した消費者トラブルに注意！

新元号令和への改元に関連し、これに便乗した消費者トラブルが発生しています。

■相談事例

○全国銀行協会など実在する団体を装い、「改元で法律が変わるので、口座情報や個人情報を記入し返送してください」という内容の封書が届いた。公的な機関の正規な書類だと思って返送してしまった。

○「天皇陛下の退位を記念したアルバムを購入しないか」と電話で勧められ、記念になると思い購入すると答えた。電話を切った後、高額だと思い直しキャンセルしたいが、販売事業者名や連絡先がわからない。

■アドバイス

○金融機関や警察が、口座情報や個人情報を記載させ返送させたり、キャッシュカードを送るように指示したり、暗証番号を聞くことはありません。

○もしそのような不審な書類が届いた場合は、警察、金融庁にご相談ください。

○電話で執拗に勧誘されるケースがみられますが、断る場合には「いません」、「購入しません」をきっぱり伝えましょう。

○特定商取引法の電話勧誘販売に該当する場合は、法律で定められた書面を受け取ってから8日以内であれば、消費者はクーリングオフができます。困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

■警察相談専用電話

Tel: #9110

■金融庁金融サービス利用者相談室

Tel: 0570-016811

Tel: 03-5251-6811

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel: 188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611